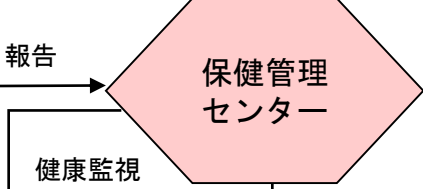


体調不良者・疑い患者の濃厚接触者 健康監視対応フロー（教職員用）

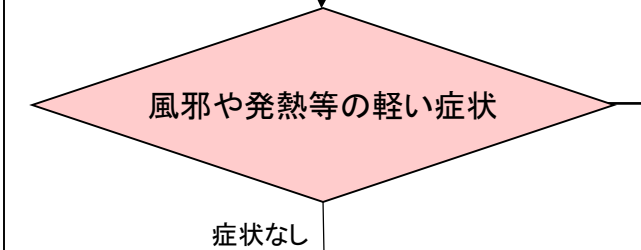
1. 風邪や発熱等の軽い症状が出た教職員（体調不良者）
2. 疑い患者（※1）の濃厚接触者（※2）
 - (1) 疑い患者が教職員の場合
～教職員の同居者や職場内で近接する教職員
 - (2) 疑い患者が教職員の同居者の場合
～教職員
 - (3) 疑い患者が教職員の同居者の職場等で近接する者
～教職員の同居者

1及び2の(1)の場合は体調不良者に係る調査票(体調不良者対応フロー参照)により把握
2の(2)(3)の場合は同居者の状況を申出書(所定様式)で保健管理センターにメールで提出(総務課職員担当にCCで送信)件名は「【新型コロナ】同居者申出書」等とする。

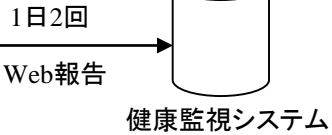


該当者に健康監視措置を行う旨を連絡(総務課職員担当)

健康監視措置



報告
健康監視指示
監視



体調不良者対応フローへ

2週間経過
健康監視解除(通常生活へ)

- (※1) 疑い患者
- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合等、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者
- (※2) 濃厚接触者: 次のいずれかに該当する者
- ・疑い患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - ・適切な感染防護無しに疑い患者を看護若しくは介護していた者
 - ・疑い患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで疑い患者と接触した者